**津島市訪問型サービスＡ服薬確認フロー**

ケアプランにて

「服薬確認が必要」と判断された利用者に対し、

訪問型サービスＡの従事者による

電話もしくは訪問で服薬確認

服薬確認報告書へ記載

※月ごとに市役所へ報告書（写）提出

　　　　　　　　継続服薬できていない 特に変化なし

　　　　　　　　体調に変化がある

　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

ケアマネジャーへ

変化がない旨報告

ケアマネジャーへ報告

必要に応じて家族や薬剤師へ連絡・報告

ケアマネジャーや薬剤師より

必要時、医師へ連絡・相談

薬の変更がない場合でも情報把握をしていただけるため

今後の治療に反映

 ※「おくすり手帳への記載」がある場合、次回受診時に

 医師・薬剤師が情報共有できる

薬の変更の有無にかかわらず、継続的に服薬確認を行うことで利用者の状態の維持もしくは改善につながることが期待できる。

**服薬確認加算の業務の例**

**加算が可能な例**

訪問型サービスＡ

月曜日と木曜日の週２回

午前１０時～４５分間

服薬確認加算

電話確認

火曜日と金曜日の週２回

正午～５分間ずつ

訪問型サービスＡ

月曜日と水曜日と金曜日の週３回

午前１０時～４５分間

服薬確認加算

電話確認と訪問確認

月曜日（電話）の週１回

正午～５分間

水曜日（訪問）の週１回

正午～１５分間

**加算が不可能な例**

通所型サービスＡ

デイサービスに週２回通う

訪問型サービスＡ

利用せず

服薬確認加算

火曜と金曜日に電話確認

訪問型サービスＡ

月曜日と水曜日と金曜日の週３回

午前１０時～４５分間

服薬確認加算

訪問確認

月曜日と水曜日週２回

午前１０時４５分～

（訪問型サービスＡの訪問の延長線上での実施）